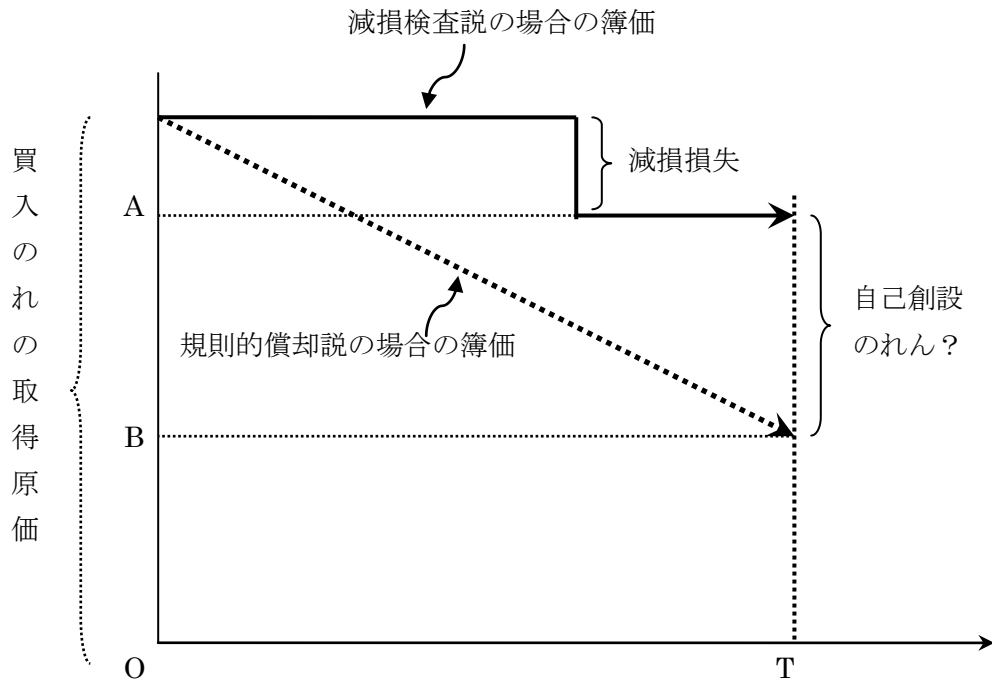


<資料1> 自己創設のれんへの置換論の模式図

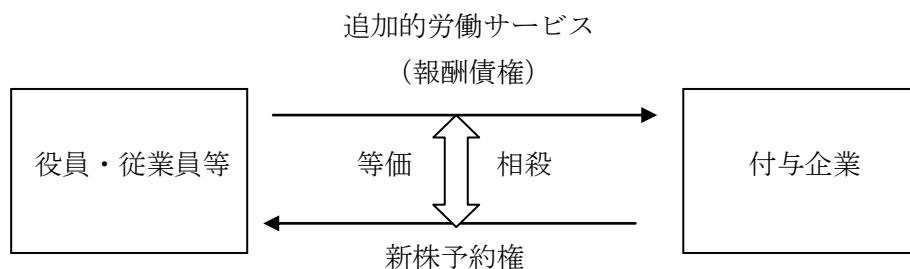


\* 減損検査説が T 時点での買入のれんの簿価は OA である (AB という差額の存在を認めない) 状況の下で、AB を自己創設のれんとみなし、会計原則に抵触する、と主張しても議論はかみ合わない。

\* 規制的償却説が、買入のれんは T 時点では OB まで減価していることを論証しない限り、規制的償却説が主張する自己創設のれんへの置換論は、非償却説と共有できていない解釈を自明の前提とする一種の循環論となる。

↓  
規範 (会計基準はいかにあるべきか) の不一致ではなく、事実認識の不一致

<資料2> ストック・オプションの無償付与の法的構成



### <資料3> ストック・オプションの報酬性に関する実態調査

～ストック・オプションを報酬として認識しているか？～

	サンプル数	報酬である	報酬でない
公開企業	136	58.8%	41.2%
非公開企業	46	93.5%	6.5%

報酬でないと答えた理由：

- ・労働の対価性を認識するのが困難なため（有効回答数の23.1%）
- ・給与・賃金体系に組み込まれていないため。（20.5%）
- ・権利行使できてはじめて利益を得られるため、少なくとも権利未確定の段階では報酬といえない。（12.8%）

（出典）（財）財務会計基準機構『わが国におけるストック・オプション制度に関する実態調査』  
2003年、37～38ページ

### <資料4> ストック・オプションの付議議案

#### 4-1 ストック・オプションを付与する議案の付議形態

単位：社数（以下、同じ）

株主総会の時期	2007/6	2008/6	2009/6	2010/6	2011/6
報酬議案としての普通決議 （非金銭報酬を含む）	80	67	62	59	68
報酬議案としての普通決議 （非金銭報酬を含まず）	1	1	—	—	—
報酬議案かつ有利発行議案としての特別決議 （非金銭報酬のみとしているものを含む）	38	56	58	46	34
報酬議案を確定額報酬と非金銭報酬で別議案	4	1	—	—	—

『資料版／商事法務』No.289, No.300, No.307, No.319, No.332 より作成（以下、出所、同じ）

#### 4-2 付議されたストック・オプションの種類

株主総会の時期	2007/6	2008・6	2009/6	2010/6	2011/6
①株式報酬型ストック・オプション （1円ストック・オプション）	34	47	45	36	51
②株式報酬型ストック・オプション以外	82	78	75	69	51
①と②の両方	7	—	—	—	—

#### 4-3 新株予約権の払込金額

株主総会の時期	2007/6	2008/6	2009/6	2011/6	2012/6
(金銭の) 払込みを要しない	62	71	68	66	47
相殺払込方式	14	24	2	17	45
公正価額を払込金額とする	7	3	7	10	46
無償	10	8	2	3	3
ブラック・ショールズモデルにより算定	6	5	8	6	6

#### <資料5> 親会社が自社株式オプションを子会社の役員等に付与する場合の取扱い

(「ストック・オプション等に関する会計基準適用指針」22項)

- ① 親会社が自社株式オプションを付与した結果、これに対応して、親会社が子会社において享受したサービスの消費を、親会社の個別財務諸表において費用(「株式報酬費用」)として計上する。

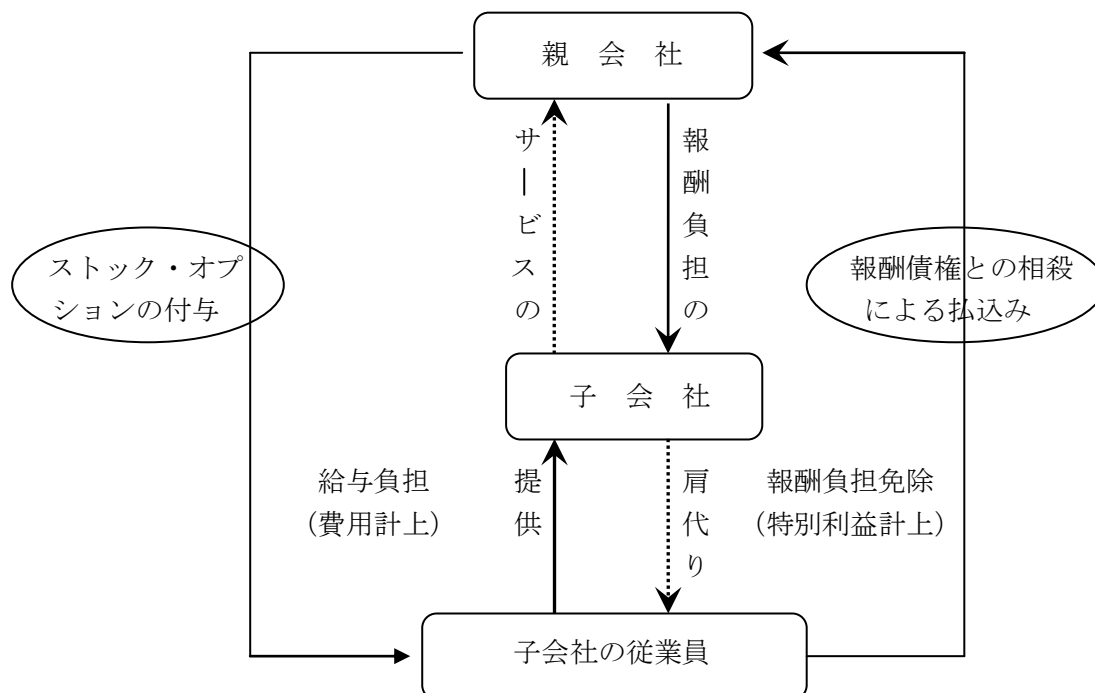
(株式報酬費用) × × (新株予約権) × ×

- ② 子会社の従業員等に対する当該親会社株式オプションの付与が子会社の報酬体系に組み入れられている等、子会社においても自社の従業員等に対する報酬として位置づけられている場合には、その付与と引き換えに従業員等から提供された上記サービスの消費を、子会社の個別財務諸表においても費用(「給料手当」)として計上する。

この場合、子会社の個別財務諸表においては、同時に、報酬の負担を免れたことによる利益を特別利益(「株式報酬受入益」)として計上する。

(給与手当) × × (未払金) × ×

(未払金) × × (株式報酬受入益) × ×



(中嶋克久・野口真人『ストック・オプション会計と評価の実務』2006年、税務研究会出版局、151ページ、を一部加除の上、作成)